

自営業のご家族に関する扶養認定基準

1. 自営業者とは

- 1) 事業のリスクをとって利益拡大を目指す事業主体である。
 - 2) 他の者からの収入ではなく、自己の責任と権限のもとで収入を得ることを選択した者である。
 - 3) 社会保険の制度上、一般的に国民健康保険あるいは国民健康保険組合(地域・業種別)に加入することとなっている。(厚生労働省や外務省のホームページでもその旨が公示されています)
- * 自営業者が事業コストの支払いより重要である自分自身の健康保険の加入をしないことは、社会通念上不合理である。

2. 自営業者の収入について

- 1) 健康保険法における被扶養者の要件は年間の「収入」が130万円未満(60歳以上の人ならびに障害年金受給者は180万円未満)であることであり、いわゆる税法上の「所得」の多い少ないは勘案しません。
- 2) 自営業を行う場合、税法上はかなり幅広い範囲の支出が経費と認められ、その経費を差し引いた金額が営業所得となり税金の算出基礎となります。しかし、健康保険の被扶養者の収入は、事業で得た売上金額から売上原価と直接的必要経費(その費用なしには事業が成り立たない最小限の経費)を差し引いたものです。営業所得が基準未満だからと言って被扶養者となれる訳ではありません。
- 3) 売上金額-(売上原価+直接的必要経費)が130万円未満(60歳以上の人ならびに障害年金受給者は180万円未満)であっても、経営状態の悪化等、収入減少が一時的なものであれば扶養認定できません。過去3年間の収入から、現在と将来の経営状況を判断、推定する等の調査を行います。
- 4) 廃業した自営業者については、廃業届の写しをご提出ください。事業休業の場合は、直近の確定申告書から判定した収入が基準を満たす場合にのみ認定します。
(給与所得者の退職証明のように第三者に収入がなくなったことを証明してもらうことが難しいため)

3. 当組合が認める直接的必要経費一覧(原則)

- 1) プレス工業健康保険組合では、上記の「直接的必要経費」を、確定申告時の「収支内訳書」の一般所得・農業所得・不動産所得別に定めています。(詳細は以下参照)「収支内訳書」の「収入金額」から、「直接的必要経費」として認められる額を差し引いて、扶養認定の判断に用いる収入額を計算することになります。

「○」・・・直接的必要経費として認める経費

「△」・・・条件(備考を参照)付で直接的必要経費として認める経費

「×」・・・直接的必要経費として認めない経費

(1)認定可否が「○」の経費は、原則その裏づけとなる資料は添付不要ですが、必要に応じて求める場合があります。

(2)事業の内容により直接的経費の判断が変わりますので、健康保険組合に確認してください。

【一般所得用】

科目	認定可否	科目	認定可否	科目	認定可否
売上原価	○	接待交際費	×	給料賃金	×
租税公課	×	損害保険料	×	外注工賃	×
荷造運賃	×	修繕費	×	利子割引料	×
水道光熱費	△	消耗品費	○	地代家賃	△
旅費交通費	×	原価償却費	×	貸倒金	×
通信費	△	福利厚生費	×	雑費	×
広告宣伝費	×				

※ 水道光熱費、通信費は、住居と事業所所在地が別の場合は経費として認めます。

同一の場合は 50%とします。

※ 地代家賃は住居と事業所所在地が別の場合は認めます。同一の場合は認めません。

※ 上記一覧表にない科目の経費については「雑費」と同様に取り扱います。

【農業所得用】

科目	認定可否	科目	認定可否	科目	認定可否
租税公課	×	農業衛生費	○	減価償却費	×
種苗費	○	諸材料費	○	荷造運賃手数料	×
素畜費	○	修繕費	×	雇人費	×
肥料費	○	動力光熱費	×	利子割引料	×
飼料費	○	作業用衣料費	○	地代・賃借料	○
農具費	○	農業共済掛金	×	土地改良費	×

【不動産所得用】

※ 認められる経費はありません。

《注意事項》

- (1) 従業員の雇用があり、給与賃金の支出が認められる場合は、原則扶養認定対象にはなりません。
- (2) 最低限必要な経費は、その事業によって異なりますので、業種や事業内容、事業の形態等を踏まえ、健康保険組合が個別に判断することになります。
- (3) 削除要件に該当するにもかかわらず、削除手続きがされていないことが判明した場合は、事実発生日に遡って削除し、その日以降の医療費や給付金等は全額返還していただくことになります。

以上